

人件費積算時における健保等級単価計算の導入について

本補助事業に係る補助事業者の人件費の算出方法については、事務の効率化や計算事務の煩瑣性等を除く観点から、以下の内容を参考にさせていただきます。

1. 健保等級による積算における原則

健保等級を用いた労務費単価の計算方法については次項に規定する方法により算定した労務費単価（円／時間）に従事時間を乗じて算出する。

法定福利費（事業者負担分）については保険の種類、事業者の事業の種類の分類によって異なるため、事務の効率化の観点から労務費単価には上乗せしない取扱いとする。

なお、等級単価一覧表（別表）は毎年度、大臣官房会計課において作成し提示するものとし、交付決定時には令和7年度適応表を使用するものとする。

2. 労務費単価の計算方法

（1）労務費単価の算定方法

委託・補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価
健保等級適用者（A）	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者（B）	年俸制 月給制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

① 健保等級適用者（A）

次の各要件の全てを満たす者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア. 健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額又は時給での雇用契約者については、健保

等級適用者以外の者として取り扱う。

イ. 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

ア. 賞与が通常支給されない者、又は通常年４回以上支給される者

→ 等級単価一覧表のＡ区分を適用

イ. 賞与が年１～３回まで支給されている者

→ 等級単価一覧表のＢ区分を適用

② 健保等級適用者以外の者（Ｂ）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。

この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	内 容
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を１２月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、１日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって１日当たりの労務費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

（２）健保等級適用者以外の者の取扱細則

（２）－１．等級単価を適用する者

前記（１）②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

③ 通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下、「消費税」）については除外しない。

④ 賞与の取扱い

ア. 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ. 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（４月～９月）又は下期（１０月～３月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月（１円未満切捨て）

（２）－２．等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

② 賞与の取扱い

前記（２）－１．④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）

・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

（３）等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定さ

れた健保等級を適用する。

- ② 健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。

（a）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

（b）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

- ③ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、1週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を標準報酬月額又は月給範囲額に乗算した額により適用される等級又は月給範囲の労務費単価を使用することができる。

・健保等級適用者：「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×標準報酬月額」で算定された額を報酬月額とみなし、該当する健保等級を適用する。

・健保等級適用者以外：「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×月給範囲額（2.（2）－1.で算定した額）」で算定された額を月給範囲額とみなし、該当する月給範囲を適用する。

（4）等級単価の証明

前記（3）①及び②の健保等級又は給与については、「等級単価一覧表 令和2年度適用」（別表）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
- ・健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

等級単価一覧表 令和7年度適用

等級別標準給与				労務費単価(円/時間)		確保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円/時 間)
等 級	初級月額	初級月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給額別		
		以上	～ 未満			以上	～ 未満	
1	55,000		～ 63,000	350	480		～ 85,050	480
2	68,000	63,000	～ 73,000	410	560	85,050	～ 98,550	560
3	78,000	73,000	～ 83,000	480	640	98,550	～ 112,050	640
4	88,000	83,000	～ 93,000	540	730	112,050	～ 125,550	730
5	98,000	93,000	～ 101,000	600	810	125,550	～ 136,350	810
6	104,000	101,000	～ 107,000	640	860	136,350	～ 144,450	860
7	110,000	107,000	～ 114,000	670	910	144,450	～ 153,900	910
8	118,000	114,000	～ 122,000	720	980	153,900	～ 164,700	980
9	126,000	122,000	～ 130,000	770	1,040	164,700	～ 175,500	1,040
10	134,000	130,000	～ 138,000	820	1,110	175,500	～ 186,300	1,110
11	142,000	138,000	～ 146,000	870	1,180	186,300	～ 197,100	1,180
12	150,000	146,000	～ 155,000	920	1,240	197,100	～ 209,250	1,240
13	160,000	155,000	～ 165,000	980	1,330	209,250	～ 222,750	1,330
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,040	1,410	222,750	～ 236,250	1,410
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,100	1,490	236,250	～ 249,750	1,490
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,170	1,580	249,750	～ 263,250	1,580
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,230	1,660	263,250	～ 283,500	1,660
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,350	1,830	283,500	～ 310,500	1,830
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,470	1,990	310,500	～ 337,500	1,990
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,600	2,160	337,500	～ 364,500	2,160
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,720	2,330	364,500	～ 391,500	2,330
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,840	2,490	391,500	～ 418,500	2,490
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,970	2,660	418,500	～ 445,500	2,660
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,090	2,820	445,500	～ 472,500	2,820
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,210	2,990	472,500	～ 499,500	2,990
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,340	3,160	499,500	～ 533,250	3,160
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,520	3,410	533,250	～ 573,750	3,410
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,710	3,660	573,750	～ 614,250	3,660
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,890	3,910	614,250	～ 654,750	3,910
30	500,000	485,000	～ 515,000	3,080	4,160	654,750	～ 695,250	4,160
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,260	4,410	695,250	～ 735,750	4,410
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,450	4,660	735,750	～ 776,250	4,660
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,630	4,910	776,250	～ 816,750	4,910
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,820	5,160	816,750	～ 857,250	5,160
35	650,000	635,000	～ 665,000	4,000	5,400	857,250	～ 897,750	5,400
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,190	5,650	897,750	～ 938,250	5,650
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,370	5,900	938,250	～ 985,500	5,900
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,620	6,240	985,500	～ 1,039,500	6,240
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,870	6,570	1,039,500	～ 1,093,500	6,570
40	830,000	810,000	～ 855,000	5,110	6,900	1,093,500	～ 1,154,250	6,900
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,420	7,320	1,154,250	～ 1,221,750	7,320
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,730	7,740	1,221,750	～ 1,289,250	7,740
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	6,040	8,150	1,289,250	～ 1,356,750	8,150
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,350	8,570	1,356,750	～ 1,424,250	8,570
45	1,080,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,720	9,070	1,424,250	～ 1,505,250	9,070
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	7,090	9,570	1,505,250	～ 1,586,250	9,570
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,450	10,070	1,586,250	～ 1,667,250	10,070
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,820	10,570	1,667,250	～ 1,748,250	10,570
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	8,190	11,060	1,748,250	～ 1,829,250	11,060
50	1,390,000	1,355,000	～	8,560	11,560	1,829,250	～	11,560

(例)

別 表

等級単価一覧表 令和7年度適用

等 級	報酬月額			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円/時 間)
	報酬月額	以上	未満	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給額月額	以上	未満
1	53,000	～	63,000	350	400	～	85,050	480
2	63,000	63,000	73,000	410	460	85,050	～	96,550
				480	530	96,550	～	112,050
				540	590	112,050	～	125,550
				600	650	125,550	～	136,350
				640	690	136,350	～	144,450
				670	720	144,450	～	153,900
				720	770	153,900	～	164,700
9	125,000	122,000	～	130,000	770	164,700	～	175,500
10	134,000	130,000	～	135,000	820	175,500	～	186,300
11	142,000	138,000	～	140,000	870	186,300	～	197,100
12	150,000	146,000	～	145,000	920	197,100	～	207,900
13	160,000	155,000	～	150,000	970	207,900	～	218,700
14	170,000	165,000	～	160,000	1,020	218,700	～	229,500
15	180,000	175,000	～	165,000	1,100	229,500	～	240,750
16	190,000	185,000	～	170,000	1,170	240,750	～	251,250
17	200,000	195,000	～	175,000	1,230	251,250	～	261,750
18	220,000	210,000	～	230,000	1,350	261,750	～	283,500
19	230,000	230,000	～	250,000	1,470	283,500	～	310,500
20	240,000	250,000	～	270,000	1,600	310,500	～	337,500
21	250,000	270,000	～	290,000	1,720	337,500	～	364,500
22	260,000	290,000	～	310,000	1,840	364,500	～	391,500
				330,000	1,970	391,500	～	418,500
				350,000	2,090	418,500	～	445,500
				370,000	2,210	445,500	～	472,500
25	360,000	360,000	～	370,000	2,210	472,500	～	499,500
26	380,000	370,000	～	385,000	2,340	499,500	～	533,250
27	410,000	395,000	～	425,000	2,520	533,250	～	573,750
28	440,000	425,000	～	455,000	2,710	573,750	～	614,250
29	470,000	455,000	～	485,000	2,890	614,250	～	654,750
30	500,000	485,000	～	515,000	3,080	654,750	～	695,250
31	530,000	515,000	～	545,000	3,260	695,250	～	735,750
32	560,000	545,000	～	575,000	3,450	735,750	～	776,250
33	590,000	575,000	～	605,000	3,630	776,250	～	816,750
34	620,000	605,000	～	635,000	3,820	816,750	～	857,250
35	650,000	635,000	～	665,000	4,000	857,250	～	897,750
36	680,000	665,000	～	695,000	4,190	897,750	～	938,250
37	710,000	695,000	～	730,000	4,370	938,250	～	985,500
38	750,000	730,000	～	770,000	4,620	985,500	～	1,039,500
39	790,000	770,000	～	810,000	4,870	1,039,500	～	1,093,500
40	830,000	810,000	～	855,000	5,110	1,093,500	～	1,154,250
41	880,000	855,000	～	905,000	5,420	1,154,250	～	1,221,750
42	930,000	905,000	～	955,000	5,730	1,221,750	～	1,289,250
43	980,000	955,000	～	1,005,000	6,040	1,289,250	～	1,356,750
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,350	1,356,750	～	1,424,250
45	1,080,000	1,055,000	～	1,115,000	6,720	1,424,250	～	1,505,250
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	7,090	1,505,250	～	1,586,250
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,450	1,586,250	～	1,667,250
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,820	1,667,250	～	1,748,250
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	8,190	1,748,250	～	1,829,250
50	1,390,000	1,355,000	～		8,560	1,829,250	～	

例：健保等級適用者で、報酬月額
が220千円、年2回賞与ありの従
業員の労務費単価算出

②賞与が年2回のため、Bの
【1,830円】を単価とする。

①該当する標準月額

